

平成29年度立入検査の結果について

立入検査の結果

| 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果(注) | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|--------------|----------------------|-----------------|-------|--------------|---|
| 1 平成29年5月15日 | レモンガス株式会社 | 静岡中央支店 | 指摘あり | | <p>ガス安全室長による口頭注意及び担当官による口頭注意</p> <p>立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、5月26日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。併せて担当官からの口頭注意も行った。</p> <p>1. ガス安全室長による口頭注意 次の不適切な事案について、直ちに改善措置を講ずること、及び他の事業所において類似事案の有無について調査し、該当した場合には、直ちに改善措置を講ずること。また、このような事態が生じた原因を把握するとともに、その再発防止策について報告すること。</p> <p>○緊急時対応に係る所要の措置を行う体制について、液石法施行規則第31条第1項第1号に規定する保安業務告示第2条第1項第3号口の基準を満たしていない。</p> <p>さらに、平成28年10月25日に行った伊東支店における立入検査結果について、同年11月16日付けで嚴重注意し、同年12月19日付けで是正報告をしたにも係らず、今回の検査結果のおり是正措置が講じられていなかった。また、同年2月13日付けで認可された保安業務規程が実行に移されていないことを踏まえれば、社長をはじめ、社内で法令遵守を徹底する意識改革及び体制整備が必要と思われるところであり、これについても併せて検討のうえ、報告すること。</p> <p>【口頭注意を受けた上記の事項を改善、原因の把握、法令遵守を徹底する意識改革及び体制整備を含めた再発防止策について、同社より報告があった。】</p> <p>2. 担当官による口頭注意 ○保安業務の実施関係 ・定期供給設備点検ないし定期消費設備調査について、保安業務規程に基づき定期点検・調査の年間計画が策定されていなかったほか、一般消費者等への通知方法や訪問日等に関する社内規程類が整備されていない。(平成28年11月16日付け貴社伊東支店に対する「立入検査時の注意事項等について」の一部再掲) ・液石法施行規則第27条各号で規定する周知の内容について、消費者によって異なることから、帳簿は消費者ごとに周知の内容を記載すること。 ・保安業務資格者は、周知業務を行う者に関して管理・監督の下、適切に実施させること。 ○保安業務資格者 ・他の支店等からの出向者に対して、社内での文書の接受から人事異動に係る連絡等の不備があり勤務状況から保安業務管理が適切でないと思われるので、保安業務資格者の管理を適切に行うこと。(平成28年11月16日付け貴社伊東支店に対する「立入検査時の注意事項等について」の再掲)</p> <p>【口頭注意を受けた上記の事項を改善した旨、同社から報告があった。】</p> |
| 2 平成29年6月21日 | 株式会社ザ・トーカイ | 仙台出張所 | 指摘なし | 無 | <p>液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。</p> |
| 3 平成29年6月23日 | 株式会社ミツウロコ | 千葉店 | 指摘なし | 無 | <p>液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。</p> |
| 4 平成29年7月7日 | 伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社 | 倉敷営業所 | 指摘なし | 無 | <p>液化石油ガス販売事業を法令に基づき適切に行っていることを確認した。</p> |
| 5 平成29年7月19日 | 全農エネルギー株式会社 | JAクミアイプロパン柳井販売所 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | <p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <p>・他の保安機関の保安業務資格者を緊急時対応業務に就かせる場合には、その者の業務に支障ない範囲内で時間を定め、明文化する等して適切な管理を行うこと。</p> <p>【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】</p> |

| 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果(注) | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|----------------|--------------|-------------------|-------|---------------------------|--|
| 6 平成29年8月17日 | 株式会社サイサン | 佐野営業所 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ○保安業務規程について ・供給設備点検に係る規定の記述に誤記があったため、修正すること。 ○バルク供給について ・バルク貯槽の安全弁の検査について、期限管理を適正に行うこと。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】 |
| 7 平成29年8月21日 | 上原成商事株式会社 | エネルギー特約店部液化ガス大阪支店 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意をおこなった。 ○保安業務の委託契約関係 ・保安業務に係る委託契約書において、緊急措置に係る規定には、「災害が発生するおそれのある場合にあっては、一般消費者等にも連絡する事項」を記入すること。 ・保安業務に係る委託契約書において、保安業務の報告期限日に日付を記入すること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】 |
| 8 平成29年9月20日 | 株式会社エネサンス関東 | 飯能営業所 | 指摘なし | 無 | 保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 9 平成29年9月26日 | マルハ運輸株式会社 | 多摩LPガス供給センター | 指摘なし | 無 | 保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 10 平成29年10月13日 | 南紀プロパンガス株式会社 | 本社 | 指摘あり | ガス安全室長による口頭注意及び担当官による口頭注意 | 立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、12月18日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。併せて担当官からの口頭注意も行った。 1. ガス安全室長による口頭注意 次の不適切な事案について、直ちに改善措置を講ずること、及び他の事業所において類似事案の有無について調査し、該当した場合には、直ちに改善措置を講ずること。また、このような事態が生じた原因を把握するとともに、その再発防止策について報告すること。 ○販売所等の変更の届出 平成27年4月に委託先保安機関の追加等の変更があったにもかかわらず、液石法第8条の規定に基づく変更の届出がなされていなかった。 ○書面の交付 液石法第14条の規定に基づく一般消費者等と販売契約を締結した際に交付する書面について、一部の一般消費者等において保安業務を行う保安機関が変更した旨の再交付が行われていないほか、一部の質量により販売した一般消費者等に対して書面の交付が行われていなかった。 ○報告の徴収 液石法施行規則第132条に基づき提出する、販売事業報告について、適切な内容の報告がなされていなかった。 【口頭注意を受けた上記の事項を改善、原因の把握、法令遵守を徹底する意識改革及び体制整備を含めた再発防止策について、同社より報告があった。】 2. 担当官による口頭注意 ○業務主任者の職務関係 各種保安業務実施結果について、業務主任者として保安業務の実施及びその結果を確認したことが判断できるような措置を講ずること。 ○保安業務関係 保安業務の委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、配送データとして取り交わっていたことから、委託契約に係る一般消費者等の情報は、配送データとは別に取り交わすこと。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】 |
| 11 平成29年10月16日 | 関彰商事株式会社 | 下館LPGセンター | 指摘なし | 無 | 液化石油ガス販売事業を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |

| 立入等時期 | 事業者名 | 事業所名 | 結果(注) | 行政処分・行政指導の有無 | 内容等 |
|----------------|--------------|----------|-------|--------------|--|
| 12 平成29年11月10日 | イワタニ福島株式会社 | 原町支店 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ○業務主任者の職務関係 ・保安業務実施結果で判明した供給設備における技術上の基準に適合しない事案について、その状況を適切に監督し、必要に応じて技術上の基準に適合するよう措置を講ずること。 ・各種保安業務実施について、法令で定める期限内に実施するように監督するとともに実施したことを確認すること。 ○保安業務の委託契約関係 ・保安業務の委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名についてまで含め、適切に取り交わすこと。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】 |
| 13 平成29年11月14日 | 伊丹産業株式会社 | 丹波ひかみ営業所 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ○保安体制の整備状況 ・社内での他の保安機関の保安業務資格者を緊急時対応業務等に就かせる場合には、その者の業務に支障ない範囲内で、事前に営業所間で確認表を作成する等して適切な管理を行うこと。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】 |
| 14 平成29年12月25日 | 有限会社保安センター東播 | 加古川支店 | 指摘なし | 無 | 保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 15 平成29年12月26日 | 共和商事株式会社 | 佐用営業所 | 指摘なし | 無 | 保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 16 平成30年1月19日 | マルエイ運輸株式会社 | 横浜支店 | 指摘なし | 無 | 保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 17 平成30年2月2日 | 株式会社サイサン | 岡崎営業所 | 指摘なし | 無 | 液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。 |
| 18 平成30年2月16日 | レモンガス株式会社 | 川越支店 | 指摘あり | 担当官による口頭注意 | 次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ○保安業務の受委託契約関係 ・保安業務に係る委託契約書において、緊急措置に係る規定には、「災害が発生するおそれのある場合にあっては、一般消費者等にも連絡する事項」を記入すること。 ・保安業務の範囲については、委託契約書に適切に記入すること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】 |

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし: 法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり: 法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり: 文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり: 行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)